

2019年度 公益財団法人さんりく基金 イベント開催助成事業募集要項

1. 事業の目的

三陸地域の活性化及び交流人口の拡大を目的として、地域の特性を生かした個性ある地域振興を図るためのイベントに対して助成を行います。

2. 助成事業の内容

(1) 助成対象事業

岩手県内において開催する、三陸地域の活性化及び交流人口の拡大に向けたイベント（震災復興に資する取組であり、また三陸地域として広域的波及効果がみられる取組と認められるもの）のうち、当該事業に要する経費が5,000千円以上のもの。

なお、イベントの内容については、新規性のあるものに限り、「三陸防災復興プロジェクト2019」につながるイベントを重点的に支援します。

※定義

「三陸地域」とは、宮古市、大船渡市、久慈市、遠野市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町の地域をいう。

「三陸防災復興プロジェクト2019」（2019年6月1日～8月7日開催）とは…

三陸鉄道が久慈から盛までつながるほか、東日本大震災津波伝承館の開館、ラグビーワールドカップ2019TMの釜石市開催など、三陸地域が国内外から大きな注目を集めるチャンスである2019年に開催する、多彩なイベント。

復興に力強く取り組んでいる地域の姿を発信し、東日本大震災津波の風化を防ぐとともに、国内外からの復興への支援に対する感謝を示し、さらには三陸地域の多様な魅力の国内外への発信と交流の活発化により、新しい三陸の創造につなげていこうとするもの。

詳細については、三陸防災復興プロジェクト2019公式ホームページ (<https://sanriku2019.jp>) をご参照ください。

(2) 助成対象者

地域振興活動団体（県内の団体に限る）

(3) 助成要件

助成金額 15,000千円以内（補助率 2/3以内）

※助成金額の算定にあたっては、助成対象経費から別表1に示す経費を控除して算定します。

(4) 助成対象経費

○イベント開催にかかる次の経費

| 対象経費 | 内容（例示） |
|---------|--|
| 謝金 | 出演者、協力者等に対する謝金 ※県の支給基準を上回る場合は、減額する場合があります。 |
| 賃金 | イベント開催にあたってのアルバイトの雇用等に要する経費 |
| 旅費 | イベント開催のための移動に要する経費 |
| 消耗品費 | 消耗品購入費 |
| 印刷製本費 | チラシ、パンフレット等の印刷費 |
| 通信・運搬費 | 郵送料、運送料 |
| 手数料 | 手続き等の手数料 |
| 広告宣伝費 | 広告宣伝のために外注する経費 |
| 使用料・賃借料 | 会場使用料、物品等賃借料等 |
| 委託料 | 特定の業務を専門とする外部に委託する経費 |
| 備品購入費 | 特に必要と認められる備品購入費 ・耐用年数1年以上のもので、購入単価3万円以上に限る。 ・パソコン、デジタルカメラ、プロジェクター等の汎用性的備品は除く。 |
| その他 | 上記に掲げるもののほか、特に必要な経費。ただし、次のものは除く。 ・光熱水費等施設経費に係るもの ・イベント主催者側担当者（アルバイト含む。）の飲食に要するもの |

(別表1)

| 対象外経費 | 内容（例示） |
|---------|-------------------------------|
| 入場料・出店料 | イベント開催に伴う収益となる入場料、出店料又は類似する収入 |
| 助成金 | 国及び県の補助金等の交付対象経費 |
| その他 | 上記に掲げるもののほか、イベント開催に直接必要としない経費 |

(5) 事業期間

助成金交付決定の日から原則として2020年3月15日まで

3. 申請窓口及び提出書類

| 申請窓口 | 提出書類 |
|-------------------|---|
| さんりく基金事務局に提出（郵送可） | ①助成金交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③事業スケジュール表（様式第3号） ④事業経費内訳書（様式第4号） |

4. 募集期間及び交付決定時期

| 応募書類受付期間（最終日必着） | 交付決定予定時期 |
|---------------------------|----------|
| 2019年2月4日（月）～2019年3月8日（金） | 4月上旬 |

5. 審査委員会の開催

審査委員会でのプレゼンテーションによる審査が必要となります。

2019年3月25日(月)(予定) ※詳細については、別途通知

また、事業完了後、事業成果報告会等での成果報告を求める場合があります。

6. 助成金の請求・支払い方法

(1) 申請団体は、助成事業が完了した後、事業実績報告書(様式第9号)に関係書類を添えて提出してください。

(2) 特に必要があると認められるときは、交付決定額の8割を上限に前金払いを行うことができます。

7. 問合せ先・申請書類提出先

公益財団法人さんりく基金事務局 担当 川村・田村

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県政策地域部地域振興室内

TEL 019-629-5212 FAX 019-629-5219

E-MAIL jyosei@sanriku-fund.jp